

電子入札システムで使用するＩＣカードについてのご注意

平成21年12月22日

旭川土木現業所
企画総務部工事契約課

- 代表者以外の名義のＩＣカードを使用する場合は、委任状の提出が必要です。
- 委任状を提出しているか確認のうえ、使用してください。
- ◆ 委任状が提出されていない場合は、最低札であっても無効となります。

旭川土木現業所では、平成21年度から工事及び委託業務の入札は一部を除き、電子入札システムによる入札を実施しているところですが、最近、入札代理権限のない者の名義のＩＣカードを使用して入札に参加し、最低札でありながら無効となったケースが相次いで発生しております。

道の電子入札システムでは、電子署名及び認証業務に関する法律に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納したＩＣカードであれば、利用者登録が可能であり、電子入札システムの各種入札手続きができるようになりますが、ＩＣカードは、事業者(会社)名義ではなく、事業者に所属する個人に対して発行されるものであり、入札等の権限を持つ代表者の名義で発行を受けたものが基本となります。

しかし、代表者以外であっても、事業者に属する社員であることが証明されれば、その名義(社員個人)でＩＣカードの発行を受けることができますが、電子入札で当該カードを使用する場合は、名義人が代表者から入札に関する権限を委任された代理人でなければ、無権代理人の行った行為として無効になります。

代表者以外の名義のＩＣカードを使用する場合、当該名義人は事業者の代表者から、入札についての権限の委任を受けている者でなければなりません。

従って代理人としての権限を有していることを証明するために、代表者から入札権限を委任する旨の委任状を事前に提出していただく必要があります。

この場合の代理人は、代表者と同じ事業者(会社)の社員に限られます。

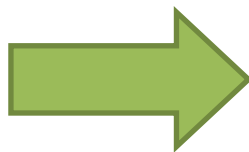
なお、委任状は年間委任状等の一定期間有効なものがより確実です。

また、ＩＣカードは個人の名義であるため、代表者や入札代理人となっている社員に異動があった場合、その時点以後、旧名義のＩＣカードで行った入札手続は無効となります。

名義人が変わった場合は、新名義で、新たにＩＣカードの発行を受け利用者登録をすることが必要となります。

電子入札システムで使用するICカードの名義人に注意してください。

複数名義のICカードをお持ちの場合は

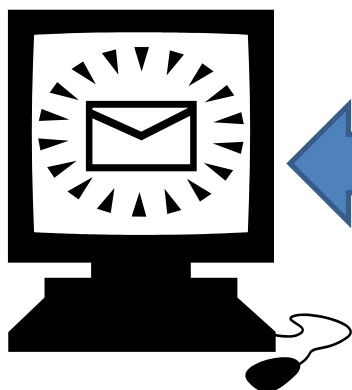


カードの名義人を確認してください。

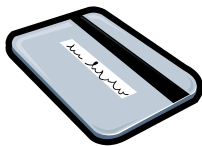
代表者名義のカードであれば、そのまま入札できます。



入札



入札



委任状を提出済みなら

旭川土木現業所に提出してから入札
(提出先: 企画総務部工事契約課)



委任状を
作成して



委任状未提出のときは



代表者以外の名義のカードを使用する必要があるときは、委任状の提出が必要です。

